

答 申 書

第1 審査会の結論

我孫子市長（以下「実施機関」という。）が、平成19年11月から平成24年4月の間に、我孫子市課税課（以下単に「課税課」という。）が異議申立人に対して、その写しを交付した〇〇〇〇に係る台東区の除籍謄本（以下「本件対象文書」という。）につき、これが不存在であるとして非公開とした決定（平成26年8月7日付け企課第234号）は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、我孫子市情報公開条例（平成13年条例第28号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、平成26年7月14日付けで、実施機関に対して、ある土地の代表相続人を決定する際に参考にした本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 本件公開請求に対し、実施機関は、平成26年8月7日付けで、本件対象文書については、これを保有していないため、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として平成26年9月8日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件公開請求に対し、平成26年8月7日付け企課第234号により実施機関が行った本件処分の取り消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人が、平成24年5月29日に課税課をたずねた際、平成21年8月24日に市が異議申立人に交付した土地の固定資産評価証明書を提示し、所有者欄について質問すると、課税課の担当者は本件対象文書のコピーを異議申立人に提示したことから、本件対象文書の原本は存在するはずである。
- (2) 実施機関は、不存在の理由として廃棄したと主張しているが、

本件対象文書は、平成10年に現に所有する者を認定した際の証拠となるものであるから、廃棄するはずがない。

- (3) 本件対象文書平成19年11月以降に交付されたものであり、本件対象文書の保存期間が10年であることを考えれば、本件開示請求日時点では存在しているはずであり、不存在であるはずがない。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件公開請求に対し、本件対象文書が不存在であるとして非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 非公開の理由について

本件対象文書については、異議申立人が本件公開請求をした時点では、既に廃棄しており、これを保有していない。

2 本件対象文書の取得・廃棄に関する経緯について

- (1) 平成10年1月頃、課税課において、〇〇〇〇に係る台東区の除籍謄本を取得した（以下「A謄本」という。）。
- (2) 課税課は、平成23年2月16日以降に、課税課以外の他課からの調査依頼を受け、本件対象文書を取得した（以下「B謄本」という。）。A謄本は、我孫子市文書管理規程（平成7年訓令第3号）第46条及び別表第4に基づき保存期間が10年とされていたところ、その保存期間が過ぎていたことにより既に廃棄していたため、B謄本を取得した。
- (3) 平成24年5月29日、異議申立人から代表相続人選任について疑義があるとの申出を受け、課税課の担当者は、B謄本の写しを異議申立人に提示した。
- (4) 上記の異議申立人からの疑義について、再調査する目的のため、課税課において、平成24年6月1日を交付日とする〇〇〇〇に係る台東区の除籍謄本を取得した（以下「C謄本」という。）。
- (5) 平成24年6月1日以降、B謄本及びC謄本を所持することとなり、両謄本とも内容が同一のものであると判断したため、直近交付日のC謄本を保存することとし、B謄本を廃棄した。B謄本の廃棄年月日は、記録がないため不明であるが、遅くとも本件対象文書であるB謄本の本件公開請求日である平成26年7月14日より前である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

異議申立人は、本件対象文書が存在していると主張し、公開を求めている。

しかし、実施機関の説明によれば、代表相続人について再調査を行うために、新たに同一内容の除籍謄本（C謄本）を取得したことから、本件対象文書であり、かつ、以前に取得した除籍謄本（B謄本）は廃棄したとしている。

実施機関の上記説明は、特段不自然又は不合理とは認められず、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められない。

したがって、異議申立人の主張は採用することができない。

2 結論

以上により、実施機関が、本件対象文書は不存在であるとして行った本件処分は妥当である。

よって、上記「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

3 付言

当審査会として、本件処分につき、以下の2点について付言するので、実施機関においては、今後の対応において、これら2点につき留意すべきである。

(1) まず、実施機関においては、本件対象文書であるB謄本の廃棄年月日が特定できないなど、その文書管理が必ずしも適切であったとは言えない点がある。

(2) 次に、本件処分にかかる情報非公開決定通知書（以下「通知書」という。）には、非公開とした理由について、「請求に対する文書が存在しないため」とのみ記載されているところ、文書の不存在を理由とする非公開決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

実施機関の説明では、本件対象文書について、異議申立人に対し「複数保存しておく必要がないと判断したため廃棄した」旨文書で通知したとのことであり、これを併せ考えれば、異議申立人との関係では非公開理由の提示としては一応の水準を満たしていると考えられるが、通知書における非公開理由の記載としては、必ずしも十分であったと

までは言えない。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問案件について、以下のように審査を行った。

年 月 日	内 容
平成27年1月20日	諮問（平成27年1月20日付け企課第480号）
平成27年1月23日	実施機関から理由説明書を受理
同日	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
平成27年2月3日	異議申立人から意見書を受理
平成27年2月6日	審議
平成27年2月16日	実施機関から補充理由説明書を受理
平成27年5月26日	審議
平成27年6月19日	答申